

## 1. 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

### 1-1 職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進

#### 背景

○戦後の我が国における単線型の学校体系においては、高等教育段階における幅広い職業教育を含む多様な機能を大学制度に期待。

- ・ 職業教育の意義や位置づけが不明確に。
- ・ 高等教育段階の学校教育において、職業実践的な教育が十分に展開されてこなかった。



○諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備状況も参考に、学校教育における職業実践的な教育を通じた人材育成を進める観点から、高等教育段階の学校教育体系の在り方を見直すことが必要。

#### 現行制度の問題点

- 学校教育として職業教育を行う場は大学・短期大学のみ。
- 大学教育は、第一義的に、研究成果に基づき体系化された理論や知識を教授することを目的とし、教員構成やカリキュラム構成等において学術性が求められるため、これを重視した制度となっている。
- 一方、特定の職業に特有の実務実践力を養成するためには、各業界の最新の動向を踏まえた知識・技能を伝授できる教員構成やカリキュラム構成が必要であり、また、学生等が実務を実際にできるようになるよう、実習等体験型の教育手法を相当程度取り入れることが不可欠。



○学術性を問わず、職業実践的な教育の展開にふさわしい設置基準や教育内容の質の保証等の仕組みを備えた教育の枠組みの制度化が必要。

#### 【第二次審議経過報告抜粋】

①職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進

○戦後の我が国における単線型の学校体系において、幅広い職業教育を含む多様な機能を大学制度に期待した結果として、職業教育の意義や位置づけが不明確になり、職業実践的な学校教育が十分に展開されてこなかった面もある。諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備の状況も参考に、職業実践的な学校教育を通じた人材育成を進める観点から、高等教育システムの在り方を見直すことが必要となっている。

○現行制度では大学・短期大学のみが、高等学校卒業後の学生等に対して、学校教育法第1条に規定する学校における「学校教育」としての職業教育を行う場と想定されている。大学・短期大学においては、設置認可に当たり、教員構成やカリキュラム構成等に学術性も併せて求められ、特に職業との結び付きが強い分野を除き、職業実践的な教育体制に特化できる仕組みにはなっていない。

○しかしながら、大学制度において求められる教員構成やカリキュラム構成を取らず、職業実践的な教育を展開する観点からの必要な基準設定、教育内容の質の保証等により、職業実践的な教育体制の下でいわゆる「学校教育」を展開していくことは可能である。

○このような、職業実践的な教育体制の枠組みを制度化することにより、職業実践的な学校教育を行う高等教育機関の整備が進むことが期待される。

## 1-2 社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応

### 背景

- 質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、国際競争力を決定する重要な要因となっている。

・社会経済環境の変化や技術の進展  
・生活様式の変化

異なる分野の知識・技術等を統合・総合させ、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが必要。

- 様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人の育成が必要。
- これらの職業人が、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材。
- 人材育成が求められる職業・業種の教育プログラムの整備を進め、積極的かつスピーディーに人材育成ニーズに対応することが必要。

### 人材育成に関する具体のニーズ

(養成すべき知識・技能等)

- 実際の場面等を前提とした、より実践的な知識・技能等
- 技術等の変化の中で土台となる基礎的・基本的な知識・技術等
- 計画・マネジメント等が行える知識・技能等
- 各業種で高度化していく知識・技術に対応できる知識・技能等

(学習の場)

- 学校段階での、実践を重視した基礎的知識・技術に関する教育の充実
- 現職者・離職者の再学習・生涯学習の場の充実

(人材の量)

- 人との個別のかかわりが必要な分野での相当数の人材

### 【第二次審議経過報告抜粋】

#### ②社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応

- 質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の国際競争力を決定する重要な要因となっている。特に、社会経済環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められる状況にあって、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人を育成していく必要がある。
- 各高等教育機関による職業教育の充実に期待するのみならず、企業や地域等との連携・対話を制度的に確保し、人材育成のニーズや課題を把握しつつそれらを反映した職業実践的な教育を提供する枠組みを、政策的に整備することにより、各高等教育機関において育成が求められる職業・業種の教育プログラムの整備を進め、積極的かつスピーディーに人材育成ニーズに対応していくことが求められている。
- 職への参入後中堅人材としての能力を発揮するまでに一定の経験を要するものの、そのような人材になり得るための教育に関し、次のとおり、より実践的な知識・技能等を踏まえた人材育成について一定のニーズがあると考えられる

- ・ 実際の場面等を前提とした、より実践的な知識・技能等の修得を必要としていること
- ・ 実践的な知識・技能等への要望がある一方、技術等の変化の中で土台となる基礎的・基本的な知識・技術等をしっかりと修得することの重要性があること
- ・ 例えば福祉分野（高齢者福祉）では、介護に直接かかわるケアワーク系と、相談業務を行うソーシャルワーク系、介護等の計画にかかわるケアマネジメント系のうち、特に介護人材の数が必要とされているなど、具体の介護等にかかわる人材について数の要請への対応や、計画・マネジメント等にかかわる人材について具体を踏まえた高度化等への対応など、様々な要請があること
- ・ 現在の学校制度に関連し、学歴等には期待しない、個人の資質・知識に負っているとの声がある一方、当該分野の成熟化や技術の変化、当該分野の質の向上に向けた対応の中で、実践を踏まえた基礎的知識・技術の必要性等、学校段階でのより充実した教育に期待があること
- ・ 例えば福祉分野における必要な医療知識の高度化など、知識・技能の高度化に対応する必要性のある分野や、福祉や観光、IT・情報分野など、人材の流動性が高い分野等を中心に、現職者の再学習・生涯学習の機会に関するニーズがあること

### 1-3 高等教育全体における職業教育システムの構築

#### 職業教育充実の効果・展望

- 職業実践的な教育の新たな枠組みを制度的に整備
- ↓
- 高等教育段階の各機関の特性に応じた職業教育の充実を促進。大学・短期大学・高等専門学校・専門学校と新たな枠組みがあいまって、我が国の成長を支える人材を育成するための職業教育システムを構築していく契機に。
  - 専門高校卒業者に対し、より専門性を高めるための職業教育の機会を提供することが求められており、職業実践的な学校教育の一貫した体系を整備することにより、このようなニーズにこたえていくことが可能に。

#### 【第二次審議経過報告抜粋】

#### ③ 高等教育全体における職業教育システムの構築

- 職業実践的な教育の新たな枠組みを制度的に整備していくことにより、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校とあいまって、高等教育機関全体として、我が国の成長を支える人材を育成するための職業教育システムを構築していくための契機となっていくことが求められている。
- また、専門高校卒業者に対し、より専門性を深めるための職業教育の機会を提供することが求められている中、職業実践的な学校教育の一貫した体系を整備することにより、このようなニーズにこたえていくことが可能となる。
- 上記①から③に挙げられたような要請にこたえるため、職業実践的な教育体制による学校教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成する枠組み、すなわち「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備を検討する必要がある。

## 2. 職業実践的な教育に特化した枠組みの制度化の検討

### 2-1 具体的な制度化の検討

#### 考え方

新たな枠組みを制度化する場合、大枠として次の2つが考えられる。

#### ①大学制度の枠組みの中における検討

(課題)

- ・実質的に2種類の大学制度→学位の国際通用性の確保が課題
- ・職業実践的な教育に特化 →高等教育政策の方向に合致するか。

#### ②大学・短期大学等と別の学校としての検討

(課題)

- ・制度面・実体面から既存の大学等との関係をどう整理するか
- ・社会的な認知が適切になされるか



○検討課題を比較すると、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが 適当。

○制度設計や質保証の在り方を具体的に検討することが必要。

#### 【第二次審議経過報告抜粋】

#### 具体的な制度化の検討

- このような教育プログラムの枠組みを制度化していくこととした場合、大枠として①大学制度の枠組みの中における検討と、②大学・短期大学等と別の学校としての検討とが考えられる。
- 大学制度の枠組みの中において検討する場合、例えば、実質的に2種類の大学制度を設けることになり、学士等の学位の国際通用性の確保が課題となるのではないかと、また、このような職業実践的な教育に特化した枠組みを大学制度に設けることは高等教育政策の方向性に合致するかといった課題がある。
- 大学・短期大学等と別の学校として検討する場合、例えば、制度面・実体面から既存の大学等との関係をどう整理するのか、また、社会的な認知が適切になされるかどうかといった課題がある。
- これらの検討課題を比較すると、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが適当と考えられる。  
この検討に当たっては、高等教育機関としての質保証が重要であることも踏まえつつ、制度設計や質保証の在り方について、今後更に、具体的に検討していく必要がある。

## 2-2 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

### 【第二次審議経過報告抜粋】

#### 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

○ 職業実践的な教育に特化した枠組みについては、現行の学校制度において、実践的・創造的な技術者を育成する枠組みである高等専門学校制度が、優れた実績を上げ、高く評価されている。しかしながら、高等専門学校は中学校卒業者を対象に5年一貫教育を行うものであり、その点から見れば、高等学校卒業者を対象とした新たな枠組みを検討する必要がある。

○ このような点を踏まえ、職業実践的な教育に特化した枠組みについては、次のような要素からなるものとして考えられる。

#### ◇ 目的

○ 職業との関連性を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成するプログラム。

#### ◇ 教育課程

○ 実験や実習など、職業実践的な演習型授業の割合を重視（例えば、おおむね4～5割程度）。

○ 関連分野の企業等への一定期間にわたるインターンシップの義務付け（実施体制の在り方について今後検討が必要）。

○ 教育課程の編成過程における社会（関連分野の企業等）との連携・対話の制度的確保。

#### ◇ 教員資格・教員構成

○ 実務卓越性（実務知識・経験の有無、職業資格等）を有する教員を一定割合求めるなど、実務経験等を重視。

#### ◇ 対象者

○ 高等学校等卒業者。生涯学習ニーズにも対応。

#### ◇ 修業年限

○ 2年若しくは3年の課程、又は4年以上の課程。

#### ◇ その他の校舎、専任教員数等の基準

○ 大学・短期大学等における基準を基本。

○ このような枠組みを活用して育成することが求められる人材としては、例えば次に示すような分野・領域など、様々な職業・業種において求められる中堅人材として、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことのできる実践的・創造的な職業人が想定される。

(例示)

- ・ ハードウェア・ソフトウェアの設計・開発
- ・ デジタルコンテンツの開発
- ・ 電子制御・ハイブリッドエンジン等の技術進歩に対応した自動車整備分野
- ・ バイオテクノロジー分野におけるソフトウェアを用いた生命情報の処理
- ・ 観光ビジネス、環境マネジメントなど、時代の変化に対応したビジネス実務分野
- ・ 知識・技能の高度化・専門分化への対応が必要とされ、既に職業に就いている者に対して更なる教育プログラムの提供が求められる分野